

○東海大学学修に関する規則

(制定 昭和39年4月1日)

|    |           |           |
|----|-----------|-----------|
| 改訂 | 昭和40年4月1日 | 昭和41年4月1日 |
|    | 2015年4月1日 | 2017年4月1日 |
|    | 2018年4月1日 | 2019年4月1日 |
|    | 2021年4月1日 | 2022年4月1日 |

第1条 この規則は、東海大学学則（以下「学則」という。）に定める条文のうち、学修に関するものについての細部を規定する。

第1章 授業科目・単位

（カリキュラム表）

第2条 在学中に開講される授業科目及び単位数並びに時間配当は、原則として入学年度始めにカリキュラム表として発表する。

（授業科目の分類）

第3条 所属する学部、学科に定められた授業科目のうち、必ず修得しなければならない科目を「必修科目」、定められた要件に従い選択して修得しなければならない科目を「選択必修科目」、学生が適宜に選択し修得する科目を「選択科目」、卒業要件単位の対象にならない選択科目を「随意科目」と称する。

（先修条件）

第3条の2 授業科目のうち、一部の科目は、その内容に応じて履修の順序を定める。これを「先修条件」と称する。先修条件は、次のとおり区分する。

- (1) 指定する科目に対し、修得又は同時履修を可とする条件及び指定する科目の履修歴が無ければ履修できないとする条件（「科目先修条件」と称す）。
- (2) 履修可能な履修セメスターを指定する条件（「セメスター先修条件」と称す）。
- (3) 指定する修得要件単位数を満たさなければ指定する科目を履修できないとする条件（「単位数先修条件」と称す）。

2 本条第1項に定める先修条件は、複合される場合がある。

（単位の計算）

第4条 授業科目の単位の計算は、学則第21条の規定に基づく。

第2章 クラス・履修

（クラス編成）

第5条 各学部、学科、専攻及び課程に所属する学生を適當数の人数からなるクラスに編成する。

（履修）

第6条 入学後、1学期在学するごとに1セメスターが経過する。これを履修セメスターと称する。なお、入学後、1年在学するごとに年次が進行する。

第7条 所属する学部、学科、専攻、課程又はクラスに対して指定された時間割に従って履修しなければならない。これを「通常履修」と称する。

第8条 履修し修得できなかった科目又は修得した合格評価を放棄した科目は、再度履修することができる。これを「再履修」と称する。

第9条 所属する学部、学科、専攻及び課程以外の科目を履修することができる。これを「他学部・他学科履修」と称する。ただし、受入れを認められた授業科目に限る。

2 前項の履修等により指定する授業科目群の中から、16単位（日本語教育法副専攻は26単位）を修得した場合、これを「副専攻」と称し、当該副専攻を修了したことを認定する。

第9条の2 一定の距離のある校舎間において、一定期間受け入れ及び派遣をする学生を「キャンパス間留学生」と称し、この履修の際には「キャンパス間留学願」を提出しなければならない。

第10条 学則第17条に従って修得すべき授業科目の単位は、分割して修得することはできない。

第11条 学則第23条に規定する卒業要件、単位には、学生の所属する以外の大学において修得する単位は、原則として含まれない。ただし、所属する学部の教授会が認めた場合は、この限りではない。

(履修登録)

第12条 履修する科目は、大学の指定した期間に登録を行わなければならない。これを「履修登録」と称する。

2 履修登録しない授業科目の単位は、認められない。

3 1学期の通常授業期間に履修登録できる単位数は、原則として20単位、セッション期間に履修登録できる単位数は4単位を上限とする。ただし、卒業要件の単位数に算入されない科目、児童教育学部児童教育学科、工学部航空宇宙学科航空操縦学専攻及び医工学科、医学部医学科及び看護学科においては、別にこれを定める。

4 前項にかかわらず、第18条の2第3項に定める通算GPAが3.80以上であった場合は、次の学期の通常授業期間に24単位まで履修登録することができる。

第13条 履修登録に不備のあるものについての修正は、大学の指定した期間に行わなければならない。

2 履修登録修正の指示があったにもかかわらず、大学の指定した期間内に修正しない当該科目は、前条第2項を準用する。

(履修制限)

第14条 授業科目には、先修条件が設定される場合がある。先修条件を満たすか又は同時履修条件を満たさなければ、その授業科目を履修することはできない。ただし、他学部・他学科履修生には、先修条件を原則として適用しない。

2 履修科目によっては、履修人数を制限することがある。

第15条 医学部医学科にあっては、高学年の学生のために指定された授業を低学年の学生が履修することは、原則として許されない。ただし、学部長が許可した場合は、この限りではない。

第16条 (削除)

(単位認定)

第17条 学則第22条の規定により、合格した授業科目の単位認定は、原則として1授業科目につき在学中1回に限られる。ただし、修得した合格評価を放棄した場合は、この限りではない。

2 出席回数が当該授業科目に定められた授業回数（試験を含む。）の3分の2に満たない場合には、原則として単位は認定されない。

（成績評価）

第18条 学則第22条第2項に定める成績評価の基準は、100点を最高点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

S評価：90点以上100点

D評価、E評価：59点以下

A評価：80点以上89点以下

／評価：履修登録をしているが評価

B評価：70点以上79点以下

できないもの

C評価：60点以上69点以下

H評価：成績評価を保留とするもの

2 D評価は、大学の指定する授業科目において、成績及び出席等を考慮し再履修によらず、大学の指定する試験のみ受験し得る者に与える。

3 D評価の有効期限は、翌学期（翌年度）までとする。履修登録しない場合は、E評価とする。ただし、翌学期に開講されない場合は、翌々学期までとする。

4 D評価は、継続してその評価を与えることはできない。

5 E評価は、成績及び出席等を考慮し、評価の対象となるが合格基準に満たない者に与える。

6 ／評価は、出席不良等により、評価の対象にならない者に与える。

7 H評価は、大学の指定する科目において、一時的に評価を保留とする者に与える。

8 H評価の有効期限は、当該学期までとする。当該学期中に追加指導を行い、最終評価としてS、A、B、C、E、／のいずれかを与える。

第18条の2 1学期ごとに各授業科目の成績平均値を算出する。各授業科目の成績評価に対応したポイントを「G P（グレードポイント）」、G Pに各授業科目の単位数を乗じた総ポイントを計算し、その値を総履修登録単位数で除したものを「G P A（グレードポイントアベレージ）」と称する。なお、G P Aは、小数点第3位以下を切り捨てとし、小数点第2位まで表示する。

1 G Pは、S評価4.3、A評価4.0、B評価3.0、C評価2.0、D、E又は／評価0とする。

2 成績評価が、合、認、H及び卒業要件の単位数に算入されない科目はG P A算出の対象外とする。

3 当該学期に履修した授業科目のみを対象に計算したG P Aを「学期G P A」、入学後から履修した全ての授業科目を対象にしたG P Aを「通算G P A」と称する。

4 科目を再履修し合格した場合は、以前に不合格となっていた同科目はG P A算出対象から除外する。また、修得した合格評価を放棄し再履修し合格した場合は、以前に合格となっていた同科目はG P A算出対象から除外する。

第19条 学則第30条において留年した者並びに本規則第24条において卒業不可の者及び留年した者のD評価科目は、E評価とする。

第19条の2 航空操縦士資格取得にあたっては、学則第24条の2の規定により、学修内容又は適性において、航空操縦士資格取得に支障があると認められた者に対しては、当該教授会の議を経て、資格取得を中止させことがある。

（成績発表）

第20条 履修した授業科目の成績は、原則として3月上旬及び9月上旬に発表する。

2 前項の内容について質問がある場合は、発表の日より大学が指定した期間内に各校舎のカレッジオフィスに申し出ることができる。

(卒業見込証明書)

第21条 第6履修セメスター（医学部医学科にあっては第5年次）修了時において、各学部、学科、専攻又は課程において規定された授業科目、単位数を修得している者に卒業見込証明書を発行する。

(欠席届)

第22条 1学期間履修登録しないで在学する場合は、履修無登録届を提出しなければならない。

2 引き続き3週間以上欠席をする場合は、欠席届を提出しなければならない。

第2章の2 試験

第22条の2 試験とは、定期試験、臨時試験及び追試験をいう。

(1) 「定期試験」とは、当該科目履修者全員を対象に、大学の定めた定期試験期間中に行う試験をいう。

(2) 「臨時試験」とは、当該科目履修者全員を対象に、科目担当教員が学期の途中に隨時に行う試験をいう。

(3) 「追試験」とは、定期試験受験資格を有する者が、病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受験できなかった場合に、その者に対して、特に必要と認めた場合に行う試験をいう。

2 試験は、筆記試験とする。ただし、科目の特性等に応じて報告書、論文、口頭試問等をもって筆記試験にかえること、また、筆記試験と併用することができる。

3 定期試験の時間は、原則として60分とする。

4 当該学期の学費その他の納付金の未納者は、試験を受けることができない。

5 受験者は、試験場において指示された座席に着席し、試験中は、常に学生証を試験監督が確認できる位置に提示しておかなければならぬ。

6 受験者は、試験中次の各事項を遵守しなければならない。

(1) 試験中、不正行為をしてはならない。

(2) 試験中、不正行為と疑われる行為をしてはならない。

(3) 試験中、私語をしてはならない。

(4) 試験中、物品（筆記具、消しゴム、その他）の貸借行為をしてはならない。

7 遅刻は、当該試験開始後20分以内に限り認める。ただし、試験時間は、延長しない。

8 退場は、当該試験開始後30分までは認めない。

9 当該科目の試験終了者は、答案提出後直ちに試験場より退場しなければならない。

10 試験監督は、本条第6項の各号に違反した者又は試験監督の指示に従わない者には、学生証及び答案等を提出させた後、退場を命ずることができる。

11 前項に関する取扱方法の詳細は、別に定める。

12 定期試験及び追試験の成績は、各科目とも、100点満点とする。

13 追試験は、原則として定期試験に引き続いて行う。

14 追試験は、原則として定期授業以外の時間において行う。

- 15 追試験の受験者は、追試験願を提出しなければならない。
- 16 定期試験において通常履修科目と再履修科目とが同一时限に実施される場合には、原則として再履修科目を受験し、通常履修科目は、追試験において受験するものとする。
- 17 当該科目に対する納付済の追試験受験料は、他科目の追試験受験料又は次期追試験受験料に振替えることはできない。
- 18 納付済の追試験受験料は、返還しない。
- 19 追試験受験料は、別に定める。
- 20 本条第2項から第11項までの規定は、追試験に関しても適用する。

### 第3章 留年、卒業不可

#### (留年)

第23条 医学部にあっては、学則第30条の規定により、上級学年履修に支障があると認められた者に対しては、教授会の議を経て、留年させることがある。

#### (卒業不可)

第24条 第8履修セメスター修了時以降において、卒業の条件を満たしていない者は、卒業不可とする。ただし、医学部医学科にあっては、第6年次修了時において、卒業の条件を満たしていない者は、留年とする。

### 第4章 休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍、留学

#### (休学)

第25条 疾病その他特別の理由により、休学しようとする者は、指導教員の指導、助言を得て休学願を提出し、教授会の議を経て、学長の承認を得た上で、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長が休学を命ずることができる。

第26条 休学は、原則として学期内の2か月以上6か月未満又は2学期迄(1か年未満)の期間に限られる。ただし、休学期間終了日は、学期末又は学年末とする。

第27条 休学期間が連続して2学期を超える場合は、原則として退学しなければならない。ただし、登校可能な状態と認められたときは、原則として再入学を許可する。

2 休学期間は、通算して4年(医学部医学科にあっては6年)を超えることはできない。

第28条 休学開始の日付は、休学願を大学が受理した日付(郵送の場合にあっては消印の日付)をさかのぼることはできない。

#### (復学)

第29条 休学の事由が解消したときは、復学願を提出しなければならない。復学の可否は、教授会の議を経て、学長が決定する。

#### (退学)

第30条 退学しようとする者は、指導教員の指導、助言を得て退学願を提出しなければならない。

第30条の2 退学の日付は、退学願を大学が受理した日付(郵送の場合にあっては消印の日付)をさかのぼることはできない。

#### (再入学)

第31条 退学をした者は、退学した学期の翌学期以降の再入学を願出ることができる。

2 第33条第1項第1号により除籍された者は、翌々学期以降の再入学を願出がで  
きる。

3 再入学を許可された者は、退学時、除籍時の在学期間を算入する。

第32条 春学期に再入学をしようとする者は、12月末、秋学期に再入学をしようとする  
者は、6月末までに学科長又は指導教員の指導、助言を得て、再入学願を提出しなけれ  
ばならない。

2 再入学の可否は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(除籍)

第33条 次の各号に該当する者は、除籍される。

(1) 授業料その他の学費を所定の期日までに納付しない者

(2) 休学期間終了後2か月を経て復学願を提出しない者

(3) 新入生で開講後所定の期間を経ても履修意志の認められない者

2 前項の該当者は、学籍異動審査中他の学籍異動を願出ることはできない。

3 除籍の日は、春学期4月1日、秋学期10月1日とする。

(復籍)

第34条 除籍された者が復籍を願出る場合は、除籍された学期内の7月31日、1月31  
日迄に復籍の手続をしなければならない。復籍の可否は、教授会の議を経て、学長が決  
定する。

2 前条第1項第2号、第3号により除籍された者は、復籍できない。

(留学)

第35条 留学については、東海大学学生の留学に関する規程又は東海大学航空操縦士資  
格取得留学に関する規程を準用する。

第5章 転学、転部（科、専攻、課程）、編入学

(学内の転学部、転学科、転専攻、転課程)

第36条 学則第32条の規定により、転学部、転学科、転専攻又は転課程は、当該学生の  
所属学部及び受入れ学部の教授会が認めた場合、許可することがある。

2 前項により転学部、転学科、転専攻又は転課程を許可された者の既修得科目、単位の  
認定及び換算は、受入れ学部の教授会が行う。

(本学への編入学)

第37条 学則第27条の規定により、編入学を許可することがある。

2 前項により編入学を許可された者の他大学等において既修得の科目、単位の認定及び  
換算は、教授会が行う。

3 入学を許可された者は、入学を許可されたセメスター（年次）から卒業までの最短期  
間の2倍を超えて在学することはできない。

4 編入学に関する規程は、別に定める。

(本学への転学)

第38条 学則第32条の2の規定により、転学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の他大学等において既修得の科目、単位の認定及び換  
算は、教授会が行う。

3 入学を許可された者は、原則として転学前に在籍していた大学の在学期間と通算し、

所定の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

## 第6章 指導教員

### (指導教員)

第39条 学科又はクラスには、教授、准教授、講師若しくは助教が指導教員として配属される。

第40条 指導教員は、学科又はクラスの学生に対して次の事項を取り扱う。

- (1) 履修方法についての指導、助言
- (2) 履修成績についての指導、助言
- (3) 諸提出書類についての認証
- (4) 修学上必要と認められた事項についての保護者、保証人への連絡
- (5) その他、修学上必要と認められた事項についての指導、助言

### 付 則

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

2 学籍異動に伴う学費徴収規定は、別に定める。

### 付 則 (2018年4月1日)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

2 2017年以前に入学した学生については、旧学修に関する規則(2017年4月1日付改訂)を卒業するまで適用する。

### 付 則 (2019年4月1日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

### 付 則 (2021年4月1日)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

### 付 則 (2022年4月1日)

1 この規則は、2022年度以降入学生より適用する。

2 2021年以前に入学した学生については、旧学修に関する規則(2021年4月1日付改訂)を卒業するまで適用する。

3 ただし、第8条、第17条、第20条については、2021年以前に入学した学生についても卒業するまで適用する。